奈良	0.936
和歌山	0.882
鳥取	0.899
島根	0.898
岡山	0.886
広島	0.914
山口	0.902
徳島	0.884
香川	0.885
愛媛	0.886
高知	0.883
福岡	0.905
佐賀	0.892
長崎	0.889
熊本	0.887
大分	0.892
宮崎	0.885
鹿児島	0.883
沖縄	0.895

別表第三の三

市町村分の「その他の土木費」の普通態容補正のうち建築主事を置くことに伴う権能差補正の適用を受ける市町村（第11条関係）

都道府県名	建築主事設置市	限定特定行政庁設置市町村
北海道	小樽市　室蘭市　釧路市　帯広市　北見市　苫小牧市　江別市	岩見沢市　網走市　留萌市　稚内市　紋別市　士別市　名寄市　三笠市　根室市　千歳市　砂川市　深川市　富良野市　登別市　恵庭市　伊達市　北広島市　石狩市　当別町　長沼町　美幌町　遠軽町　白老町　音更町　芽室町　幕別町　中標津町　東神楽町　森町
［略］	［略］	［略］
長崎県		五島市　大村市
［略］	［略］	［略］

別表第三の五

「下水道費」の投資補正中有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費に係る乗率（第12条関係）

⑴　法適用事業分及び統合前法適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗率
64未満	0.80
64以上129未満	0.85
129以上	0.95

奈良	0.936
和歌山	0.884
鳥取	0.895
島根	0.896
岡山	0.887
広島	0.912
山口	0.902
徳島	0.886
香川	0.886
愛媛	0.887
高知	0.884
福岡	0.905
佐賀	0.894
長崎	0.890
熊本	0.888
大分	0.893
宮崎	0.886
鹿児島	0.885
沖縄	0.896

別表第三の三

市町村分の「その他の土木費」の普通態容補正のうち建築主事を置くことに伴う権能差補正の適用を受ける市町村（第11条関係）

都道府県名	建築主事設置市	限定特定行政庁設置市町村
北海道	小樽市　室蘭市　釧路市　帯広市　北見市　苫小牧市　江別市	岩見沢市　網走市　留萌市　稚内市　芦別市　紋別市　士別市　名寄市　三笠市　根室市　千歳市　砂川市　深川市　富良野市　登別市　恵庭市　伊達市　北広島市　石狩市　当別町　長沼町　美幌町　遠軽町　白老町　音更町　芽室町　幕別町　中標津町　東神楽町　森町
［同左］	［同左］	［同左］
長崎県		島原市　五島市　大村市
［同左］	［同左］	［同左］

別表第三の五

「下水道費」の投資補正中有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費に係る乗率（第12条関係）

⑴　法適用事業分及び統合前法適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗率
69未満	0.80
69以上138未満	0.85
138以上	0.95